

規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を
「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり
生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書

5月14日に、規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」が公表された。これは農業の生産現場を全く踏まえておらず極めて問題の多い内容となっている。

J A・連合会は、定款等による自治法規を定め、総会等を通じて組合員・会員の意思を反映し、自主・自立で運営されている。こうした組合員・会員の意思による組織運営は、協同組合の根幹である。

そのようなことを無視し、全農の株式会社化や信用・共済事業の代理業化など、法人格・事業の変更・廃止を一方向的に強制することは、民間組織の自治に過大に関与することであり、認められるべきものではない。

組合の健全性確保や系統組織の相互調整の役割を発揮している中央会制度の廃止、正組合員の事業利用にも貢献している准組合員の事業利用の制限等は、利用者の相互扶助組織である協同組合の実態を無視したものである。

協同組合の理念や実態を無視した改革や、事業利用者である組合員の意思を無視した改革は、現場に混乱を生むだけで、組合員に対する事業サービスに悪影響を与え、農業者の所得向上、食料安定供給、地域社会・生活の維持に大きな支障を来す。

また、農業生産法人の要件緩和により、株式会社の農地所有を認めることや農業参入を緩和することは、農外への農地の転用、投機目的の農地取得を促進し、地域農業の健全な発展を阻害するおそれがある。

よって、政府においては、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

1 規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるに当たり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月 日

笠間市議会議長 小藪江 一三

【提出先】

内閣総理大臣、農林水産大臣、
内閣府特命担当大臣(規制改革担当)、
衆議院議長、参議院議長